

地下水汚染対策要領

平成18年4月1日
県民生活・環境部
福祉保健部

1 目的

本要領は、新潟県内における「地下水汚染等の情報」に対し、迅速な対応により県民の健康の保護及び環境汚染の防止を図るとともに、県民に適切に情報を提供することを目的とする。

なお、事故、災害等による有害化学物質、油類の地下浸透事案については「公共用水域における異常水質事案取扱指針」により対処するものとする。

2 用語の意義及び略称

(1) 地下水汚染等の情報 行政機関の情報又は情報提供者が明らかである民間等からの通報や情報で、以下に該当するものをいう。

地下水 別表1に掲げる項目ごとの値を超えるもの

土 壌 別表2に掲げる項目ごとの値を超えるもの（ダイオキシン類については含有量、その他の項目については溶出量）又は揮発性有機化合物にあつては土壌ガス調査における検出

(2) 本庁関係課 県民生活・環境部環境対策課及び福祉保健部生活衛生課をいう。

(3) 振興局関係部 地域振興局健康福祉環境部及び健康福祉部をいう。

(4) 環境センター 健康福祉環境部環境センターをいう。

(5) 局生活衛生課等 健康福祉環境部生活衛生課及び健康福祉部衛生環境課をいう。

3 対応

地下水汚染等の情報を入手した振興局関係部は、直ちに環境センター及び局生活衛生課等で情報の共有を行い、速やかに別紙「対応フロー図」により対応する。

この際、環境センターは別紙1を、局生活衛生課等は別紙2を参照し、対応する。

また、状況により、地域振興局長へ報告等を行い、適宜市町村に対する対応にあたること。

4 県民への公表等

地下水汚染等の情報は、以下により、県民生活・環境部環境対策課が公表する。

なお、汚染原因者、市町村等が公表するときは、県として行わないことができる。

(1) 地下水であつて、地下水の水質に係る環境基準又はダイオキシン類による地下水の汚染に係る環境基準に適合しない情報は、速やかに本庁関係課が協議のうえ個別の報道発表を行い、新潟県のホームページ「環境にいがた」に掲載する。

(2) (1)にかかわらず、地下水の水質に係る環境基準等に適合しない情報のうち、地下水の定期モニタリング調査等の継続的な監視調査において、その測定値が概ね過去の監視結果の範囲内であるものについては、県民生活・環境部環境対策課において定期的にまとめて、新潟県のホームページ「環境にいがた」に掲載する。